

戸籍関係交付申請書

外ヶ浜町長 殿

令和 年 月 日

①窓口にきた方	住 所	(町外の方は現在お住まいの住所をお書き下さい)		
	あなたの氏 名			電 話
	生年月日	大正 ・ 昭和 ・ 平成 ・ 令和 年 月 日		

② どなた のです か	本 籍	外ヶ浜町字		
	筆 頭 者 氏 名	戸籍のはじめに載っている方 (亡くなられても変わりません)		
	必要な方の 氏 名	☐ 筆頭者と同じ ☐ 窓口に来た方と同じ		
		生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和	年

該当する□にレ印をつけてください。（その他の方は請求する理由について裏面に記入して下さい。）

必要な方は、□本人

□夫 □妻 □父母 □子 □祖父母 □孫 □曾祖父母

□代理人 **（委任状の提出が必要です）**

□その他

□ 相続手続

□ 権利行使、義務履行のため

□ 国又は地方公共団体に提出

}

裏面も記入して下さい

必要な証明書	戸 籍	全部事項証明(謄本)		通	450円	戸 籍 附 票	全 部	通	300円
		個人事項証明		通			一 部	通	
		一部事項証明		通		記載を希望する項目にレ印をつけてください。 ☐ 本籍・筆頭者 ☐ 在外選挙人登録情報			
	除 籍	全部事項証明(謄本)		通	750円	受 理 証 明 書		通	350円
		個人事項証明		通		年 月 日届出 (届)			
		一部事項証明		通					
	改製原・除籍		謄 本	通	750円	記載事項証明書 (厚年・簡保)		通	350円
			抄 本	通		年 月 日届出 (届)			
身 分 証 明 書				通	300円	そ の 他		通	
						()			

※窓口に来られた方の本人確認をさせていただきます。

権限書類	☐ 委任状 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ 身分証明書 ☐ 社員証 ☐ その他（ ）		
本人確認書類 ※公的機関から発行された書類のうち、 顔写真有（右記ア）は1種類 顔写真無（右記イ）は2種類 で確認します。	ア	☐ 運転免許証（ ） ☐ 住基カード（ ） ☐ 在留カード ☐ 個人番号カード（ ） ☐ パスポート ☐ その他（ ）	
	イ	☐ 健康保険証（ ） ☐ 年金手帳／年金証書（ ） ☐ 介護保険証（ ） ☐ その他（ ）	
	ウ	☐ 聴聞 ☐ 面識	課

戸(除) 籍謄本・抄本等申請理由書(相続関係等)

1. 提出先 ☐ 青森地方法務局またはその他法務局（ ）
☐ 青森家庭裁判所またはその他家庭裁判所（ ）
☐ 青森税務署またはその他税務署（ ）
☐ 金融機関（名称 ）
☐ 申請者が保存
☐ その他（ ）
2. 被相続人氏名（死亡者氏名） _____
3. 相続開始日（死亡年月日） _____ 年 _____ 月 _____ 日
4. 被相続人（死亡者）との関係
☐ 配偶者 ☐ 子・孫 ☐ 親（父・母・養父・養母） ☐ 兄弟姉妹 ☐ 兄弟姉妹の子
☐ その他（ ）
5. 使用目的 ☐ 相続登記のため ☐ 家事審判申立てのため
☐ 遺産分割協議書作成のため (1) 不在者財産管理人選任
☐ 相続税確定申告のため (2) 相続放棄・限定承認の申述
☐ 被相続人の預金を相続するため (3) 相続財産管理人選任の申立
☐ その他 (4) 特別縁故者に対する相続財産分与
(5) 遺言書の検認の申立
(6) 遺言執行選任の申立
- 〔 〕

請 求 に 当 た っ て の 注 意 事 項

1. 請求理由の記載について
 - (1) 権利の行使・義務の履行のために請求する場合
権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。
 - (2) 国または地方公共団体の機関に提出する場合
戸籍謄本を提出する国または地方公共団体名を記載してください。
また、その機関へ提出を必要とする理由も記載してください。
 - (3) その他の理由で請求する場合
戸籍の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記載してください。
2. 資料の提供について
請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。
3. 戸籍個人事項証明について
戸籍に記載されている方全員ではなく、一部の方についてのみ証明が必要な場合には、その方の個人事項証明をご利用ください。
4. 戸籍一部事項証明について
戸籍に記載されている事項のうち、一部の事項について証明することで足りる場合には、戸籍一部事項証明をご利用ください。
5. 本人確認資料について
窓口に来た方について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。
6. 権限確認書類について
窓口に来た方が、請求者の代理人または使者である場合には、代理権限または使者の権限を証明する書類が必要です。
7. 押印の要否について
交付請求書には、窓口に来た方の署名または記名押印が必要です。
8. 罰則
偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰（30万円以下の罰金）が科されます。

※ ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。